

各務原市戸籍情報システムに係るデータ保護管理要綱

(令和7年6月6日決裁)

各務原市戸籍システム管理要綱（平成29年6月29日決裁）の全部を改正する。

(目的)

第1条 この要綱は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び各務原市個人情報の取扱いに関する管理規程（令和5年訓令第6号）に定めるもののほか、戸籍情報システムに係るデータの保護及び適正な管理運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 戸籍情報システム クラウドサービス上の仮想環境に設置した戸籍サーバと戸籍専用端末（以下「端末機」という。）により現在戸籍、除籍、附票及び人口動態調査票を磁気ディスク等に記録し、戸籍事務及び附票事務等の戸籍関連事務を行うシステムをいう。
- (2) 戸籍データ 戸籍情報システムで取り扱われる入出力データをいい、その記録を出力した帳票を含む。
- (3) 磁気ディスク等 磁気ディスク、光磁気ディスク、磁気テープその他の情報を記録する媒体をいう。
- (4) ドキュメント クラウド運用マニュアル、端末運用マニュアル、詳細設計書、構成情報管理ファイルその他戸籍情報システムに関する仕様書をいう。

(処理の基本方針)

第3条 戸籍システムによる事務処理に当たっては、戸籍事務の効率化を図るとともに、個人情報の保護に最大限の配慮をしなければならない。

(戸籍データ保護管理者の設置)

第4条 戸籍情報システムの適正な運用及び戸籍データの保護について統括的管理を図るため、戸籍データ保護管理者（以下「保護管理者」という。）を置き、戸籍主管課長をもって充てる。

(保護管理者の職務)

第5条 保護管理者は、戸籍データの管理の状況及びこれらに関する設備の状態について常に把握し、戸籍データが適確に管理されるよう努めなければならない。

- 2 保護管理者は、戸籍情報システムについて、火災、盗難その他の災害に備えて必要な措置を講じなければならない。
- 3 保護管理者は、事故が発生したときは、速やかに事故の経緯及び被害状況を調査し、市長に報告しなければならない。
- 4 保護管理者は、戸籍データの漏えい、滅失及び損傷等の防止に必要な措置を講じなければならない。

(戸籍データの取扱責任者)

第6条 保護管理者を補佐するため、戸籍データの取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）を置き、戸籍担当係長をもって充てる。

(戸籍データの保護)

第7条 戸籍データは、戸籍関連事務以外の目的で使用してはならない。

- 2 戸籍データは、法令等に定めがある場合を除き、外部に提供してはならない。
- 3 戸籍データは、不要となった時点で、速やかに消去しなければならない。

(磁気ディスク等の管理)

第8条 保護管理者は、磁気ディスク等を次に定めるところにより適正に管理しなければならない。

- (1) 持ち運び可能な磁気ディスク等については、施錠ができ、持ち運びができない保管用具に保管すること等により安全を確保するとともに、その使用に関して厳重な管理をしなければならない。
- (2) 持ち運び可能な磁気ディスク等には、格納した記録内容が分かるようラベルで明示する等適正な管理をしなければならない。
- (3) 持ち運び可能な磁気ディスク等の受払い及び管理に関しては、ラベルの名称、作成期日等必要な事項を台帳に記録しておかなければならない。
- (4) 磁気ディスク等を破棄するときは、記録内容を消去し復元不可能な処理を施した上で、焼却、裁断等により処分しなければならない。
- (5) 戸籍情報システムにおいては、外部認証である P C I D S S の認証を取得しているデータセンターで提供されるクラウドサービスを利用することにより、適切に磁気ディスク等を管理し、かつ、戸籍データの漏えいを防止しなければならない。
- (6) 前号に規定する認証取得の継続性については、戸籍情報システム事業者が、定期的に認証取得状況を確認することとし、保護管理者は、必要に応じて戸籍情報

システム事業者はその内容を確認しなければならない。

(出力帳票の管理)

第9条 保護管理者は、戸籍情報システムから出力された帳票を次に掲げる方法により適正に管理しなければならない。

- (1) 施錠ができ、持ち運びができない保管用具に保管すること等により安全を確保すること。
- (2) 作成期日等必要な事項を台帳に記録すること。
- (3) 帳票を破棄するときは、焼却、裁断等の復元できない方法により処分すること。

(ドキュメントの管理)

第10条 保護管理者は、ドキュメントを最新の状態に維持し、適正な場所に保管しなければならない。

- 2 取扱責任者は、ドキュメントの外部への持出し、複写又は廃棄をするときは、保護管理者の許可を受けなければならない。

(戸籍サーバのアクセス管理)

第11条 保護管理者は、操作者に対して業務処理の範囲内で戸籍サーバへのアクセスを許可するものとする。この場合において、保護管理者は、許可を受けた操作者に対してID及びパスワードを設定し、付与しなければならない。

- 2 保護管理者は、遠隔監視を行っている戸籍情報システム事業者にも制限を設け、正当権限者以外の者からの利用を防止しなければならない。
- 3 保護管理者は、サーバ利用に関する履歴を常時記録し、必要に応じて戸籍情報システム事業者に請求することで、利用状況を確認しなければならない。
- 4 保護管理者は、緊急時の体制として、遠隔監視を行っている戸籍情報システム事業者から即時に連絡を受け、対応を協議できる体制を設けなくてはならない。

(戸籍データのアクセス管理)

第12条 保護管理者は、操作者に対して事務処理の範囲内で戸籍データへのアクセスを許可するものとする。この場合において、保護管理者は、許可を受けた操作者に対してID及びパスワードを設定し、付与しなければならない。

- 2 保護管理者は、遠隔監視を行っている戸籍情報システム事業者の戸籍データへのアクセスについては、緊急時の保守作業においてのみ許可し、ID及びパスワードを付与しなければならない。
- 3 保護管理者は、戸籍データへのアクセスに関する履歴を常時記録し、必要に応じ

て戸籍情報システム事業者に請求することで、利用状況を確認しなければならない。

- 4 保護管理者は、緊急時の体制として、遠隔監視を行っている戸籍情報システム事業者から即時に連絡を受け、対応を協議する体制を設けなくてはならない。

(戸籍情報システムのアクセス管理)

第13条 保護管理者は、戸籍情報システムの取扱職員（以下「取扱職員」という。）及び当該取扱職員の業務処理範囲を定め、個別に入出力を制御するパスワードを設定し付与しなければならない。

- 2 保護管理者は、戸籍情報システム事業者の戸籍情報システム操作権限を制限することとし、戸籍情報システムのバージョンアップ後の動作確認等は、当該取扱職員が実施する。

- 3 保護管理者は、戸籍情報システム事業者に戸籍情報システムへのアクセス履歴を常時記録させ、必要に応じて当該履歴を請求することにより、利用状況を確認しなければならない。

(アクセス権限の漏えい防止の措置)

第14条 戸籍サーバ、戸籍データ又は戸籍情報システムにアクセスするためのID及びパスワードを付与された者は、ID及びパスワードが他者に漏れることがないように適切に管理運用しなければならない。

- 2 保護管理者は、ID及びパスワードの設定、更新、発行、保管等の運用方法を定め、これを厳重に保管しなければならない。
- 3 保護管理者は、ID及びパスワードを他人に漏らしてはならない。
- 4 取扱職員は、自己のID及びパスワードを他人に漏らし、又は使用させてはならない。
- 5 戸籍情報システム事業者は、ID及びパスワードを当該事業者の正当権限者以外の者に漏らしてはならない。

(取扱状況の把握)

第15条 保護管理者は、戸籍情報システム事業者に対し必要に応じて次に掲げる事項を請求し、取扱状況を把握しなければならない。

(1) 戸籍サーバの使用状況

(2) 戸籍データの使用状況

- 2 保護管理者は、取扱責任者に次に掲げる事項を報告させ、戸籍情報システムの取扱状況を把握しておかなければならない。

- (1) 戸籍情報システムの使用状況
- (2) 端末機の管理状況
- (3) 戸籍事務室の管理状況
- (4) その他戸籍情報システムの運用に関すること。

(端末機の操作)

第16条 端末機は、取扱職員でなければ使用することができない。

2 端末機は、戸籍事務及び戸籍関連事務に必要な場合以外に使用してはならない。

(機器等の管理)

第17条 保護管理者は、戸籍データの適正な管理を図るため、戸籍情報システムに係る機器、ソフト等を適切に管理しなければならない。

(研修の実施)

第18条 保護管理者は、戸籍データの重要性及び機密保持、個人情報保護に関する意識の高揚並びに戸籍情報システムの安全対策の推進を図るため、取扱職員に対して年1回以上の研修を実施しなければならない。

(戸籍データ保護会議)

第19条 戸籍データ保護の適正な管理を維持するため、戸籍データ保護会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、保護管理者が必要に応じて、戸籍データの保護に係る事務について開催するものとする。

3 会議は、保護管理者、取扱責任者及び取扱職員をもって組織する。

4 会議の庶務は、戸籍担当係において処理する。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月9日から施行する。